

国土交通省の政策評価
(令和7年度予算概算要求等関係)

令和6年8月

国土交通省

令和7年度予算概算要求等に係る評価について

1. 個別公共事業評価

令和7年度新規採択事業及び実施中の事業のうち、政府予算案の閣議決定時に個別で予算措置を公表する事業等について評価を実施。

新規事業採択時評価 7 件
再評価 10 件

2. 個別研究開発課題評価

令和7年度の予算概算要求に係る個別研究開発課題について評価を実施。

事前評価 8 件

3. 租税特別措置等に係る政策評価

令和7年度税制改正要望にあたって、租税特別措置等について評価を実施。

事前評価 7 件
事後評価 1 件

1 個別公共事業評価

1. 個別公共事業評価の概要について

個別公共事業評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るために行うものである。

国土交通省においては、維持・管理に係る事業及び災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための新規事業採択時評価、事業の継続又は中止の判断に資するための再評価及び完了後の事後評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。

評価にあたっては、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴取した。ただし、治安の維持に係る事業については、学識経験者の第三者から構成される委員会等の意見を聴くことを要しないこととしている。

2. 評価結果について

国土交通省政策評価基本計画（令和6年3月策定）及び令和6年度国土交通省事後評価実施計画（令和6年6月27日変更）に基づき、令和7年度予算概算要求にあたって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表する事業等について、表1のとおり新規事業採択時評価7件、表2のとおり再評価10件を実施した。これらの評価結果及び個々の事業評価の詳細な内容については、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

評価書

(https://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_04.html)

事業評価カルテ検索

これまで事業評価の対象となった各事業（直轄事業等）の諸元等が記載された帳票を検索できる。

(<https://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>)

事業評価関連リンク

各部局の事業評価に関する要領等が記載されたリンク先をまとめている。

(https://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html)

表1

○官庁営繕事業

	事業名(都道府県(実施箇所))
1	八戸港湾合同庁舎(青森県)
2	細島港湾合同庁舎(宮崎県)

○船舶建造事業

	事業名(都道府県(実施箇所))
3	3,500トン型巡視船(PL型)1隻建造(一)
4	大型巡視船(多目的型)1隻建造(一)

○海上保安官署施設整備事業

	事業名(都道府県(実施箇所))
5	関西空港海上保安航空基地整備(格納庫等の整備)(大阪府)
6	海上保安学校宮城分校施設の拡充(研修生寮等の整備)(宮城県)
7	鹿児島谷山地区宿舎整備(宿舎の整備)(鹿児島県)

表2

○ダム事業(直轄事業等)

	事業名(都道府県(実施箇所))
1	北上川上流ダム再生事業(岩手県)
2	成瀬ダム建設事業(秋田県)
3	大町ダム等再編事業(長野県)
4	新丸山ダム建設事業(岐阜県)
5	長安口ダム改造事業(徳島県)
6	岩瀬ダム再生事業(宮崎県)
7	思川開発事業(栃木県)
8	木曾川水系連絡導水路事業(岐阜県)
9	早明浦ダム再生事業(高知県)

○空港整備事業(直轄事業等)

	事業名(都道府県(実施箇所))
10	成田国際空港B滑走路延伸及びC滑走路増設事業(千葉県)

2 個別研究開発課題評価

1. 個別研究開発課題評価の概要について

個別研究開発課題評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、国際的に高い水準の研究開発、社会・経済に貢献できる研究開発、新しい学問領域を拓く研究開発等の優れた研究開発を効果的・効率的に推進するために実施する。

国土交通省の研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題のうち、新規課題として研究開発を開始しようとするものについて事前評価を、研究開発が終了したものについて終了時評価を、また、研究開発期間が5年以上の課題及び期間の定めのない課題については、3年程度を目安として中間評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)を踏まえ、研究開発の特性に応じて、必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価する。

また評価にあたっては、その公正さを高めるため、個々の課題ごとに、当該研究開発分野に精通しているなど、十分な評価能力を有する外部専門家による外部評価を活用することとしている。

2. 評価結果について

国土交通省政策評価基本計画(令和6年3月策定)に基づき、令和7年度予算概算要求に係る事前評価を表3のとおり8件実施した。これらの評価結果については、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000009.html

表 3

1	カーボンニュートラルに資する新技術の導入促進のための研究開発
2	災害被害等の軽減に資する水道・下水道施設の機能復旧に関する研究
3	地域特性の変化に適応するフレキシブルな水道・下水道技術に関する研究 －能登半島地震からの復興計画をケーススタディとして－
4	飲料水健康危機管理に係る浄水処理技術および給水装置の評価に関する研究
5	ガス成分分析技術を用いた建築材料の燃焼毒性評価に関する研究
6	事務所ビル・学校等における適切な空気環境の確保と省エネ評価に関する研究
7	係留施設の地震後の即時利用や容易な応急復旧を可能とする新たな耐震設計法の開発
8	ブルーインフラの広域的な環境への効果に着目した新たな評価手法の研究

3 租税特別措置等に係る政策評価

1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、租税特別措置等の透明化を図るとともに、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

具体的には、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等に関して、新設又は拡充・延長要望を行う際に事前評価を実施するとともに、それらの租税特別措置等について、期限に定めのないもの等を対象として3～5年を目安に事後評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、租税特別措置等の必要性等（政策目的及びその根拠、達成目標及び測定指標等）、有効性等（適用数等、減収額及び効果・達成目標の実現状況）、相当性等（租税特別措置等によるべき妥当性等）の観点等から総合的に評価する。

2. 評価結果について

国土交通省政策評価基本計画（令和6年3月策定）及び令和6年度国土交通省事後評価実施計画（令和6年6月27日変更）に基づき、令和7年度税制改正要望にあたって、表4のとおり7件（国土交通省主管分）の事前評価を実施するとともに、1件の事後評価を実施した。

これらの評価結果については、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_tk_000001.html

○事前評価（国土交通省主管分）

1	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	国土政策局
2	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	国土政策局
3	2027年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置	都市局
4	脱炭素都市再生整備事業を促進するための民間都市開発推進機構の金融支援業務に係る特例措置の拡充	都市局
5	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	都市局
6	老朽化マンションの再生等の円滑化のための組合による事業施行に係る特例措置の創設	住宅局
7	住宅ローン減税（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）	住宅局

○事後評価

1	関西国際空港土地保有会社の用地整備準備金制度	航空局
---	------------------------	-----